

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、三次市から、三次圏都市計画道路三・四・一〇三号尾関山駅線、三・六・一一一号祝橋中所線、三・六・一一二号尾関山大内線、三・五・一〇九号救太才線、三・五・一一三号日之出町線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市政策課において縦覧に供する。

平成二十四年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦